大阪府国民保護検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国民保護法第34条第1項に規定する国民保護計画の策定に向け、国民の保護のための措置に関する課題を検討及び整理するため、大阪府国民保護検討委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して検討等を行う。
 - (1) 住民の避難に関する措置
 - (2) 避難住民等の救援に関する措置
 - (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (4) その他国民の保護のための措置

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会及び次条に規定する分科会への関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

- 第5条 委員会に、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 2 分科会に属する委員は、委員長が指名する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 分科会の会議は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者がその議長と なる。

(報償費)

第7条 委員等の報償費の額は、日額1万7百円とする。

- 2 前項の報償費は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報償費を支給しない。

(費用弁償)

- 第8条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例 第37号)による11級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の額相当 額とする。ただし、同条例第2条第1項第1号に規定する内国旅行の日当は、同条 例別表第1の定額(指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。)により 支給する。
- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者 の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される 旅費相当額とする。

(支払方法)

第9条 委員等の報償費及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項 については、府吏員の例による。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、危機管理室に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

第五管区海上保安本部大阪海上保安監部警備救難課長

第五管区海上保安本部関西空港海上保安航空基地警備救難課長

陸上自衛隊第3師団第3部長

大阪府警察本部警備部警備課長

大阪府警察本部交通部交通規制課長

大阪市危機管理室連絡調整担当課長

枚方市市長公室危機管理課長

岬町事業部理事

大阪市消防局警防部警防課長

日本赤十字社大阪府支部事業部事業課長

社団法人大阪府医師会理事

財団法人大阪府消防協会会長

大阪府泉佐野保健所長 岡澤 昭子

株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役 帯野 久美子

NPO法人大阪国際文化協会理事長 高橋 叡子

学校法人立命館大学理工学部教授 塚口 博司

独立行政法人消防研究所理事長 室﨑 益輝

大阪府赤十字血液センター顧問 矢内 純吉

大阪府立急性期・総合医療センター医務局長 吉岡 敏治